

辞表

2022年6月26日

福島県知事 内堀 雅雄 殿

福島県商業まちづくり課は、2020年9月8日に開催された福島県大規模小売店舗立地審議会における当方の専門家としての意見、及び、その件に関わる審議会以降の意見について、極めて杜撰な形で扱ってきました。

当方の意見は、騒音に係る環境基準との整合性に関わるものであり、周辺地域住民の生活環境の保全上、極めて重要な観点からの指摘であります。実際、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示16号）の15ページには、「総合的な騒音の評価において、参考①『騒音に係る環境基準』（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に示す基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。」と明確に述べられており、同17ページの騒音にかかる「評価方法」を示す項においては、「設置者は、騒音の予測場所において適用される下記参考①『騒音に係る環境基準』に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする」とも述べられています。これらの記述に正確に従うためには、個別の施設から出る騒音のみの評価だけでなく、騒音の予測場所における騒音全体の評価を評価しなくてはならないことは自明です。このことは、審議会の中でも、指摘しています。

国の文書の中にこのような明瞭な記述がある事項に関わり、かつ、当該案件においては騒音に係る環境基準を超過する恐れがあると判断したからこそ、専門家としての当方の指摘に対し、福島県商業まちづくり課は、「他の自治体で、そこまでやっていない」ということのみを根拠に、当方の指摘を無視しました。さらには、この指摘に対して、事実上なにも行っていないことを、当方の委員の任期切れが迫る時期に、再任の依頼をする中で、ようやく当方に明かしました。極めて不誠実な態度であるとしか表現できない行為であります。

専門家が専門的な知見を基に下した判断について、しかも、放っておけば周辺住民にとって不利益が生じる恐れがある案件について、その指摘を真摯に受け止めることなく、役所の勝手な判断で無視を決め込むのであれば、専門家が審議会に存在する意味が全くありません。そのため、再任は当然拒否しましたが、それだけでは不十分と考え、強い抗議を示すため、委員任期終了間際にはありますが、福島県大規模小売店舗立地審議会委員を辞任することにいたしました。この書状が届き次第、即刻、この辞任を認め、ホームページ等で公開されている福島県大規模小売店舗立地審議会の名簿から当方の名前を消すことを強く要求します。

福島大学共生システム理工学類
永幡幸司